

一般国道209号改築工事（津福バイパス：福岡県久留米市荒木町白口及び同県同市野伏間一丁目地内から同県同市津福本町地内まで）に関する事業認定理由

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、福岡県久留米市荒木町白口及び同県同市野伏間一丁目地内から同県同市梅満町地内までの延長2,500mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道209号の改築事業である。一般国道の改築は道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

（1）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る現道の一般国道209号（以下「現道」という。）の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路建設に係る事業である。

一般国道209号は、福岡県大牟田市を起点とし、三池郡高田町、山門郡瀬高町及び筑後市を經由して久留米市に至る同県南西部を南北に縦走する重要な幹線道路である。

本件区間の通過する地域は、久留米市の市街地南部に位置し、県道や市道等との交差点が集中し、近年自動車交通量の増加が著しい地域である。現道は、その沿道にビル、店舗、住宅等が密集しているにもかかわらず、歩道の整備が十分でない2車線道路であるうえ、JR久大本線及び西鉄大牟田線との踏切2箇所が平面交差しているため、円滑かつ安全な自動車交通が阻害されており、特に、踏切遮断の影響による交通渋滞が著しい。平成11年度道路交通センサスにおける現道内の交通量は、津福本町地点において19,828台/日、混雑度は2.01であり、梅満町六反畑交差点

において起業者が平成15年5月に実施した調査によると久留米市の中心市街地方面へ向かう最長1,700mの渋滞長及び最大12分の交差点通過時間が確認されている。

本件事業の完成により、現道の通過交通がバイパス道路に転換され、鉄道との交差が立体化されることから、本件区間の通過に要する時間（混雑時）がこれまでの約18分から約3分に大幅に短縮されるとともに、現道については、交通渋滞の緩和、騒音の軽減等沿道環境の改善が図られるものと認められる。また、バイパス道路における自転車歩行者道の整備により、歩行者等の安全確保と自動車交通の円滑化に寄与することが認められる。

なお、本件事業は昭和21年4月20日に都市計画決定、昭和37年7月19日及び昭和56年3月14日に都市計画変更された事業であり、事業計画の基本的内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（2）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法に基づく道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第10号）等に準じて、平成15年6月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動については、環境基準等を満たしており、動物及び植物への影響は軽微であるとの評価を得ている。

また、本件区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所あるところ、起業者は福岡県教育委員会との協議により記録保存等の措置を講じている。

以上を踏まえると、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）比較衡量

（1）で述べた得られる公共の利益と（2）で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

（1）申請事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道においては、慢性的な交通渋滞が発生し、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をいずれも充足すると判断されるため、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。